

○喫煙し若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定

平成12年10月1日消防告示第2号

喫煙し若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定

玉野市火災予防条例（昭和48年12月18日条例第68号）第25条第1項の規定に基づき、喫煙し若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所を次のとおり指定する。

- 1 劇場、映画館、演芸上、屋内に設ける観覧場の舞台部（舞台並びにこれに接続して設けられた大道具室及び小道具室をいう。）又は客席
- 2 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が1、500平方メートル以上の店舗に限る。）の売場
- 3 展示場の展示部分
- 4 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建築物の内部又は周囲

ただし、当該場所において行われる伝統的行事等及び生活に必要な行為による場合は、この限りでない。